

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名


被告 国 ほか1名


準備書面(2)


令和4年4月28日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井上 恵理子 

古川 善健 

北口 直輝 

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | 本件被告事件の公訴事実の内容及び本件訴訟の争点 | 5 |
| | (1) 第1事件について | 5 |
| | (2) 第2事件について | 5 |
| 2 | 本件訴訟の争点 | 6 |
| 第2 | 関係法令の定め等 | 6 |
| 1. | 外為法について | 6 |
| 2 | 輸出貿易管理令について | 6 |
| 3 | 貨物等省令について | 7 |
| 4 | 本件要件ハの解釈 | 7 |
| | (1) 「滅菌又は殺菌をすることができるもの」 | 7 |
| 第3 | 本件被告事件に関する事実経過等 | 9 |
| 1 | 事実経過の概要等 | 9 |
| 2 | 第1事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録 | 11 |
| | (1) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの | 11 |
| | (2) 第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部における最低温箇所の特定に関するもの | 11 |
| | (3) 第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部の最低温箇所の温度計測実験結果に関するもの | 11 |
| | (4) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの | 12 |
| | (5) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの | 13 |
| | (6) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書 | 14 |
| 3 | 第2事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録 | 14 |
| | (1) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの | 14 |
| | (2) 第2事件の噴霧乾燥器(L-81型)内部における最低温箇所の特定及び同内部の最低温箇所等の温度計測実験結果に関するもの | 14 |
| | (3) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの | 14 |

| | |
|---|----|
| (4) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの | 14 |
| (5) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書 | 15 |
| 第4 検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準等 | 15 |
| 1 検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準 | 15 |
| (1) 国賠法1条1項の「違法」の意義 | 15 |
| (2) 検察官の職務行為についての違法性判断基準 | 16 |
| 2 検察官の公訴提起についての違法性の判断基準 | 16 |
| (1) 公訴提起の違法性の判断基準 | 17 |
| (2) 公訴提起の違法性の判断手法 | 18 |
| (3) 公訴提起の違法性の判断資料 | 20 |
| (4) 公訴提起の違法性の主張立証責任 | 22 |
| (5) 小括 | 23 |
| 3 勾留請求の違法性判断においても職務行為基準説によるべきこと | 24 |
| 第5 ■■■■検事による本件各勾留請求及び本件各起訴が国賠法上違法とは認められないこと | 26 |
| 1 ■■■■検事の本件各起訴は国賠法上違法とは認められないこと | 26 |
| (1) ■■■■検事が本件各起訴に至る判断過程 | 26 |
| (2) ■■■■検事の本件各起訴に係る判断は合理的であって、■■■■検事が本件各起訴をしたことについて国賠法上の違法は認められないこと | 31 |
| 2 本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に係る原告らの主張には理由がないこと | 33 |
| (1) 原告らの主張の要旨 | 33 |
| (2) 最低温箇所の特定に係る原告らの主張には理由がないこと | 34 |
| (3) 粉体化された細菌を用いた殺菌実験の実施に係る原告らの主張には理由がないこと | 39 |
| (4) 小括 | 40 |

| | | |
|----|---------------------------------|----|
| 3 | ■ 検事による本件各勾留請求は国賠法上違法とは認められないこと | 40 |
| 第6 | その他の原告らの主張に対する反論 | 41 |
| 1 | 原告らの主張の要旨 | 41 |
| 2 | 原告らの前記主張は理由がないこと | 41 |
| 第7 | 結語 | 44 |
| 第8 | 請求の原因に対する認否の補充等 | 44 |

被告国は、本準備書面において、本件被告事件の公訴事実の内容及び本件訴訟の争点(第1)、関係法令の定め等(第2)、本件被告事件に関する事実経過等(第3)、検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準等(第4)を明らかにした上で、 検事による原告大川原らに対する第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)の各勾留請求(以下「本件各勾留請求」という。)及び本件各起訴が国賠法上違法とは認められないこと(第5)、その他の原告らの主張に対する反論(第6)を明らかにして、原告らの請求が棄却されるべきことを述べる(第7)とともに、請求の原因に対する認否の補充等(第8)を行う。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 本件被告事件の公訴事実の内容及び本件訴訟の争点

1 本件被告事件(第1事件及び第2事件)の各公訴事実の要旨は、以下のとおりである(甲111)。

(1) 第1事件について

原告大川原らは、共謀の上、原告会社の業務に関し、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器(RL-5型)1式(輸出申告価格1776万3100円)について、平成28年5月31日、横浜市鶴見区内の通関業者である株式会社において、横浜税関大黒埠頭出張所長に対し、情を知らない通関業者係員をして、経済産業大臣の許可を受ける必要のない貨物であると虚偽の申告をさせ、同年6月2日、同大臣の許可を受けないで、同区大黒埠頭において、情を知らない倉庫会社係員らをして、同噴霧乾燥器1式を船積みさせ、中華人民共和国に向け輸出した。

(2) 第2事件について

原告大川原らは、共謀の上、原告会社の業務に関し、前記(1)同様の仕様の噴霧乾燥器(L-81型)1式(輸出申告価格815万7840円)につい

て、平成30年2月19日、神戸市中央区内の通関業者である株式会社において、神戸税関六甲アイランド出張所長に対し、情を知らない通関業者係員をして、経済産業大臣の許可を受ける必要のない貨物であると虚偽の申告をさせ、同月21日、同大臣の許可を受けないで、同区神戸港ポートアイランドコンテナ埠頭において、情を知らない倉庫会社係員らをして、同噴霧乾燥器1式を船積みさせ、大韓民国に向け輸出した。

2 本件訴訟の争点

本件訴訟の争点は、 検事が、本件各噴霧乾燥器について本件要件八に該当すると判断し、本件各勾留請求及び本件各起訴を行ったことの国賠法上の違法性の有無である。

第2 関係法令の定め等

1 外為法について

外為法1条は、同法の目的について、「外国貿易(中略)が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、(中略)我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて(中略)我が国経済の健全な発展に寄与すること」と規定している。

外為法48条1項は、前記目的を達成するため、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定し、武器や軍事転用可能な貨物が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等を実施することとしている。

2 輸出貿易管理令について

外為法48条1項の委任を受けた輸出貿易管理令1条1項は、外為法「四十

八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする」と規定し、同別表第一・三の二(二)において、外為法48条1項に基づく輸出規制の対象となる貨物として「次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」、「5の2 噴霧乾燥器」と規定し、その対象となる仕向地として「全地域」と規定している。

3 貨物等省令について

貨物等省令2条の2第2項5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の要件について、以下のイないしハの全ての要件を満たす必要がある旨規定している(貨物等省令3要件)。

- イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
- ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの(本件要件ハ)

4 本件要件ハの解釈

本件要件ハに関する経済産業省の解釈は、以下のとおりである。

(1) 「滅菌又は殺菌をすることができるもの」

ア 「滅菌」及び「殺菌」の定義について

前記3のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定するのみで、その文言上、「滅菌」又は「殺菌」の具体的な内容について規定していない。

この点、外為法48条1項、輸出貿易管理令1条1項、貨物等省令2条

の2第2項5号の2の趣旨が、前記1のとおり、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国の安全を維持すること等にあることからすれば、危険性の高い細菌等の微生物を用いて生物兵器を製造した後、当該細菌等の微生物について、これを製造した装置から除去したり、装置内の細菌等の微生物の伝染能力を破壊できたりすれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いといえる。

そのため、本件通達においても、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」とは、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」と規定しているところである（本件通達・丙1・添付資料8枚目）。

なお、令和4年1月31日付け被告国準備書面(Ⅰ)（以下「被告国準備書面(Ⅰ)」という。）（10ページ）で述べたとおり、我が国においては、AG合意を受けて、AG合意の趣旨を踏まえつつ、AG合意よりも規制内容が緩くならないようにするとの観点や、いわゆるループホール(抜け道)を作らずに安全保障貿易管理制度を実効的なものとするとの観点も含めて、輸出貿易管理令や貨物等省令等を整備したものであって、所管行政庁である経済産業省は、本件通達において、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」との文言を上記のとおり解釈している。

イ 「殺菌」の方法について

前記3のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、殺菌の具体的方法については規定せず、限定していない。

この点、前記1のとおり、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能

な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、方法を問わず、およそ危険性の高い細菌等の微生物を「殺菌」することができれば、当該装置は生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられることから、輸出管理の必要性が高いといえる。

したがって、「殺菌」の方法は、物理的手法としての「乾熱殺菌」、すなわち、加熱乾燥空気で殺菌する方法を含むあらゆる方法が含まれると解釈されている（丙24及び丙25）。

ウ 「殺菌」の対象について

前記3のとおり、貨物等省令2条の2第2項5号の2ハは、「殺菌をすることができるもの」と規定するのみであり、その文言上、殺菌の対象を全ての種類の細菌等の微生物とすべきことまでは要求していない。

また、前記1のとおり、外為法48条1項等の趣旨が、軍事転用可能な貨物の輸出管理等を行うことで、我が国を含む国際社会の平和及び安全を維持すること等にあることからすれば、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等を含む微生物のうち一種類でも当該装置で殺菌をすることができれば、当該特定の細菌等の微生物を用いた生物兵器の製造等を作業員の安全も考慮に入れながら実施できることからして、当該装置が生物兵器の製造等への転用により適しているものと考えられるため、輸出管理の必要性が高いといえる。

したがって、「殺菌」の対象は、貨物等省令2条の2第1項で規定された細菌等の微生物のうち一種類でも足りると解釈されている（丙24及び丙25）。

第3 本件被告事件に関する事実経過等

1 事実経過の概要等

- (1) 警視庁公安部警察官は、平成30年10月3日、外為法違反の被疑事実で、原告会社、関連施設、原告大川原らの自宅等を搜索した。
- (2) 警視庁公安部警察官は、令和2年3月11日、原告大川原らを第1事件(外為法違反)の被疑者として通常逮捕し、同月12日、原告大川原らの身柄及び原告大川原らに係る第1事件(外為法違反)の記録を東京地方検察庁(以下「東京地検」という。)に送致した。
- (3) ■■■ 検事は、原告大川原らを被疑者とする第1事件(外為法違反)の捜査を担当し、令和2年3月12日、弁解録取手続を踏まえ、原告大川原らの勾留を請求した。

原告大川原らは、同月13日、東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)裁判官が発付した勾留状に基づき勾留された。
- (4) ■■■ 検事は、令和2年3月31日、原告大川原らについて、勾留中のまま、原告会社とともに第1事件(外為法違反)で東京地裁に公訴提起した。
- (5) 警視庁公安部警察官は、令和2年5月26日、原告大川原らを第2事件(外為法違反)の被疑者として通常逮捕し、同月27日、原告大川原らの身柄及び原告大川原らに係る第2事件(外為法違反)の記録を東京地検に送致した。
- (6) ■■■ 検事は、原告大川原らを被疑者とする第2事件(外為法違反)の捜査も担当し、令和2年5月27日、弁解録取手続を踏まえ、原告大川原らの勾留を請求した。

原告大川原らは、同月28日、東京地裁裁判官が発付した勾留状に基づき勾留された。
- (7) ■■■ 検事は、令和2年6月15日、原告大川原らについて、勾留中のまま、原告会社とともに第1事件(関税法違反)及び第2事件で東京地裁に公訴提起した。
- (8) 亡相嶋は、令和3年2月7日、死亡した。東京地裁は、同年3月15日、亡相嶋に係る本件被告事件につき、公訴を棄却する決定をした。

(9) 東京地検検察官は、令和3年7月30日、東京地裁に対し、原告大川原及び原告島田並びに原告会社に係る本件被告事件について、公訴を取り消す旨を申し立てた(甲108)。

(10) 東京地裁は、令和3年8月2日、原告大川原及び原告島田並びに原告会社について、本件各公訴を棄却する決定をした(甲111)。

2 第1事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録

■ 検事が第1事件(外為法違反)について、原告大川原らの勾留を請求するまでに、警察から送致を受けていた記録は、主として、以下のとおりである(なお、各記録の具体的な内容は、後記第5で述べる。)

(1) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの

送致記録には、貨物等省令3要件等に関する有識者の見解に関するものとして、防衛医科大学校四ノ宮教授からの平成29年11月16日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料10及び丙10・添付資料12)、同教授の平成30年3月28日付け供述調書(丙5)が含まれていた。

(2) 第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部における最低温箇所の特定に関するもの

送致記録には、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部における最低温箇所(噴霧乾燥器内部に熱風を送った際、最も温度が低くなる場所)の特定に関するアイエスジャパン株式会社(噴霧乾燥器等のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社である。)技術営業部本部長からの平成30年3月14日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料6)が含まれていた。

また、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)の同型器を使用した機器内部における最低温箇所を特定する実験結果に関する平成30年4月10日付け捜査報告書(丙4・添付資料7及び丙6)も含まれていた。

(3) 第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部の最低温箇所の温度計測実験結果に関するもの

送致記録には、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)の同型器を使用した機器内部の最低温になると思われた箇所(バグフィルタ下部)の温度計測実験結果に関する平成30年7月23日付け捜査報告書(丙4・添付資料8及び丙7)が含まれていた。

(4) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの

ア 千葉大学大学院清水健准教授による「殺菌」実験等に関するもの

送致記録には、警察からの依頼を受けて乾熱実験を行った千葉大学大学院清水准教授らからの平成29年11月24日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料12及び丙10・添付資料14)、同准教授からの同年12月4日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料14及び丙10・添付資料16)、内部を90度にした乾熱滅菌機に乾燥した状態の腸管出血性大腸菌O157を入れた場合に何分で死滅するかに関する警視庁公安部警察官の同准教授に対する平成30年5月15日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙26)及びこれに対する同准教授の同月21日付け回答書(腸管出血性大腸菌O157が乾燥状態であっても90度120分の熱処理で死滅していることが明らかとなった旨回答。丙4・添付資料17及び丙10・添付資料20)並びに同准教授の同年7月31日付け供述調書(丙11)が含まれていた。

イ 岐阜大学田中香お里教授による「殺菌」試験の方法、内容等に関するもの

送致記録には、警察からの依頼を受けて「殺菌」試験を行った岐阜大学田中教授からの平成29年12月21日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料11及び丙10・添付資料13)、同教授からの平成30年1月15日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料16及び丙10・添付資料19)が含まれていた。

また、送致記録には、警視庁公安部外事第一課長の同教授に対する平成

30年1月9日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙27)及びこれに対する同教授の同年2月19日付け回答書(丙4・添付資料15)、同教授からの同年3月8日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料15及び丙10・添付資料17)並びに同教授の同年9月13日付け供述調書(丙13)が含まれていた。

ウ その他の「殺菌」実験等に関するもの

送致記録には、前記ア及びイのほか、特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会理事長らからの平成29年12月22日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料13及び丙10・添付資料15)等も含まれていた。

(5) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの

送致記録には、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については本件通達による旨の平成29年12月22日付け捜査報告書等(丙1及び丙4)が含まれていた。

また、送致記録には、警視庁公安部外事第一課長が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長に対し、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)について、貨物等省令3要件に該当する貨物か否かを照会した前記(1)ないし(4)の報告書及び回答書を含む資料が添付された平成30年8月3日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙2)及びこれに対する同課長の同月10日付け回答書(丙3)が含まれていた。同回答書には、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)について、「捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば貨物等省令3要件に該当すると思われる」旨記載されていた。

さらに、送致記録には、警視庁公安部警察官が作成した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課課長補佐(当時)の令和元年6月14日付け供述調書(丙4。上記照会書に添付された資料に基づいて、経済産業省が第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)が貨物等省令3要件に該当すると

と思われると回答した理由を説明する内容の供述調書である。)も含まれていた。

(6) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書

送致記録には、原告大川原らの供述調書のほか、原告会社の関係者等の供述調書が含まれていた。

3 第2事件(外為法違反)の勾留請求時における主な送致記録

(1) 貨物等省令3要件に関する有識者の見解に関するもの

送致記録には、前記2(1)記載の証拠(謄本)が含まれていた。

(2) 第2事件の噴霧乾燥器(L-8i型)内部における最低温箇所の特定及び同内部の最低温箇所等の温度計測実験結果に関するもの

送致記録には、第2事件の噴霧乾燥器(L-8i型)の同型器を使用した機器内部の最低温になると思われた箇所(装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン下部)の温度測定実験結果に関する令和元年5月15日付け捜査報告書(丙10・添付資料10及び丙14)が含まれていた。

また、第2事件の噴霧乾燥器(L-8i型)内部における最低温箇所の特定に関し、アイエスジャパン技術営業部本部長からの令和元年7月5日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料9)が含まれていた。

(3) 有識者による「殺菌」実験等に関するもの

送致記録には、前記2(4)記載の証拠(謄本)のほか、岐阜大学田中教授からの殺菌試験等に関する令和元年6月28日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料18)、警視庁公安部外事第一課長の科学警察研究所長に対する平成30年6月21日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙15)及びこれに対する科学警察研究所警察庁技官の平成31年3月15日付け回答書(丙10・添付資料22)、東京農業大学教授からの殺菌試験等に関する同月28日付け聴取結果報告書(丙10・添付資料21)等も含まれていた。

(4) 経済産業省に対する照会及び回答に関するもの

送致記録には、警視庁公安部外事第一課長が、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長に対し、第2事件の噴霧乾燥器(L-81型)について、貨物等省令3要件に該当する貨物か否かを照会した前記(1)ないし(3)の報告書及び回答書を含む資料が添付された令和元年7月26日付け捜査関係事項照会書(謄本)(丙8)及びこれに対する同課長の同年8月9日付け回答書(丙9)が含まれていた。同回答書には、第2事件の噴霧乾燥器(L-81型)について、「捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば貨物等省令3要件に該当すると思われる」旨記載されていた。

また、送致記録には、警視庁公安部警察官が作成した経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課課長補佐(当時)の令和元年10月17日付け供述調書(丙10。上記照会書に添付された資料に基づいて、経済産業省が第2事件の噴霧乾燥器(L-81型)が貨物等省令3要件に該当すると思われると回答した理由を説明する内容の供述調書である。)も含まれていた。

(5) 原告大川原ら及び原告会社従業員等の供述調書

送致記録には、原告大川原ら及び原告会社の関係者等の供述調書が含まれていた。

第4 検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準等

1 検察官の職務行為についての国賠法上の違法性の判断基準

(1) 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいう(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ)。

すなわち、公権力の行使に当たる公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違反してされた場合でなければならない(職務行為基準説)。

(2) 検察官の職務行為についての違法性判断基準

前記(1)の職務行為基準説は、検察官の職務行為についても等しく当てはまり、検察官の勾留請求、公訴提起等の職務行為の国賠法上の違法は、当該職務行為が行われた時点における資料を総合勘案して、それが法の許容するところであるか否か、換言すれば、当該行為が検察官の個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反するか否かによって決せられるべきである。

この点、いわゆる芦別国賠訴訟に関する最高裁判所昭和53年10月20日第二小法廷判決(民集32巻7号1367ページ。以下「芦別国賠最高裁判決」という。)は、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはない。けだし、逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められるかぎりには適法であり、公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にほかならないのであるから、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものと解するのが相当であるからである。」と判示し、職務行為基準説を採ることを明らかにしている(同旨の裁判例として、最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号938ページ。)

2 検察官の公訴提起についての違法性の判断基準

(1) 公訴提起の違法性の判断基準

そもそも、検察官は、裁判所(裁判官)とは異なり、被告人が有罪か無罪かを最終的に決定する国家機関ではなく、犯罪について捜査をして、公訴を提起し、裁判所に犯罪の成否、刑罰権の存否について審判を求め、もって国家の刑罰権を適正に実現し、法秩序の維持を図ることを職責とする国家機関である(検察庁法4条、6条1項)。公訴の提起は、検察官が裁判所に対して犯罪の成否、刑罰権の存否につき審判を求める意思表示にすぎず、検察官の公訴提起時の心証は、その性質上、裁判官の判決時のそれと異なる。そして、検察官が公訴提起をするに当たって行為規範として要求される犯罪の嫌疑の程度は、有罪判決の得られる可能性、すなわち、検察官の主観においてはもちろん、客観的にも犯罪の嫌疑が十分であって、有罪判決を期待し得る合理的根拠の存することが必要であり、また、これをもって足りる(札幌高裁昭和48年8月10日判決・民集32巻7号1464ページ、福岡地裁昭和41年5月20日判決・訟務月報12巻8号1176ページ等、白井滋夫・新版注釈刑事訴訟法3巻355及び356ページ)。

したがって、公訴の提起において検察官に要求される犯罪の嫌疑の程度は、裁判官が有罪と認定するために要求される合理的な疑いをいれない程度の確信よりも低いもので足りることは当然であって、公訴の提起時において、各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑を欠くという事情がない限り、職務上の法的義務違反は認められず、公訴提起は違法性を欠くと解すべきである(合理的理由欠如説)。

この点、芦別国賠最高裁判決も、前記1(2)で指摘したとおり、「起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、判決時における裁判官の心証と異なり、起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りる」と判示して、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度は、有罪判決に要

求される嫌疑の程度よりも低いもので足りることを明らかにしている(篠田省二・最高裁判所判例解説民事篇昭和53年度476ページ)。また、最高裁判所平成元年6月29日第一小法廷判決(民集43巻6号664ページ。以下「沖繩ゼネスト国賠最高裁判決」という。)も、芦別国賠最高裁判決の前記判示を引用した上、「公訴の提起時において、検察官が、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である」と判示しており、判例は、いわゆる合理的理由欠如説を採用しているものと解されている(河野信夫・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度233ページ)。その後の判決(前掲最高裁平成2年7月20日第二小法廷判決、最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決・訟務月報40巻10号2401ページ等)でも、同様の判示がされており、検察官の公訴提起等の違法性の判断については、職務行為基準説・合理的理由欠如説によるべきことが判例上確立している。

(2) 公訴提起の違法性の判断手法

以上のように、公訴提起の違法性の判断基準について、職権行為基準説・合理的理由欠如説によるべきことが判例上確立しているところ、合理的理由の欠如の有無を判断するに当たっては、犯罪の嫌疑の存否についての判断が、各種の証拠資料を総合勘案して「合理的な判断過程」により嫌疑が存在すると認められるか否かという証拠価値及び法的判断を含む判断であることに照らし、その判断を行う際に不可避免的に生ずる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れるべきである。

そもそも、検察官は、公訴を提起するか否かを判断するに当たっては、証拠に基づいて事実を認定し、法的判断を行って犯罪の成否を判断し、これに法令を適用して刑罰権の存否についての判断をした上、起訴便宜主義に基づく広範な裁量判断を加えて最終的な起訴・不起訴の判断を行う。

そして、検察官は、犯罪の成否の判断に当たって、論理則、経験則にのって証拠の取捨選択及び評価をし、証拠の充足の有無を判断して事実の認定を行うのであるが、法は、証拠をどのように評価し、どのような心証形成を行うべきかについて、何ら規定するところがない。

しかるところ、事実認定や法令の適用における判断作用・判断過程は、事案の性質・内容・態様等のいかんによって極めて複雑多様であって、証拠評価や法的評価も一義的に明白で疑問の余地がないというような事案はむしろ存在しないといても過言ではない。換言すれば、証拠関係は事件ごとに個別性が極めて強く、量的にも質的にも多種多様であるから、犯罪の成否に関する検察官の判断は、所与の基準に当てはめて行われるというような画一的なものではなく、検察官としては、自己の専門的知識、経験等を頼りに、自己が正当であると信ずるところに従って、証拠を総合的に評価し、心証を形成し、事実を認定し、犯罪の成否を判断していくほかはないものである。例えば、供述の信用性の評価においては、単に調書化された供述内容だけでなく、取調べ時の供述態度等から受ける心証等もまた重要な判断資料となるものであって、その判断は、検察官の全人格的判断であるといっても過言ではない。

以上のことに鑑みると、検察官が、いかに真摯な態度で事に臨んだとしても、その合理的であると考える証拠評価や法的評価は、客観的かつ一義的に定まるものではなく、論理則、経験則の許容する範囲内で個人差が生ずることは避けられないものであって、法の予定する一般的な検察官を前提としても、その判断に一定の幅があることを認めなければならない。

この点を踏まえると、検察官の公訴提起は、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯

定することができない程度に達している場合に、初めて違法と判断されると解すべきである。

この点について、東京高等裁判所平成18年6月14日判決(訟務月報53巻5号1583ページ)も、芦別国賠最高裁判決の前記1(2)の判示を引用した上で、「検察官による公訴提起等が国賠法上違法であると評価されるのは、一般的には、検察官による証拠資料の証明力の評価等について、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、有罪と認められる嫌疑がなく、経験則・論理則に照らし、公訴提起の合理性を肯定できない程度に達している場合に限られるものというべきである」と判示して、証拠資料等を評価するについて検察官の個人差を考慮すべきことを明らかにしている。なお、同判決については、上告及び上告受理申立てがされたが、平成18年10月31日、上告棄却・不受理決定がされている(同旨の裁判例として、前掲札幌高裁昭和48年8月10日判決、東京高裁昭和54年1月29日判決・判例時報924号64ページ、福岡高裁平成6年11月28日判決・訟務月報41巻6号1354ページ参照。)

(3) 公訴提起の違法性の判断資料

検察官の公訴提起の違法性の有無を判断する場合の判断資料については、公訴提起時において検察官が、現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に限られると解すべきである。

この点について、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決は、前記(1)で引用した「公訴の提起時において、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば、右公訴の提起は違法性を欠くものと解するのが相当である。」との判示に引き続いて、「したがって、公訴の提起後その追行時に公判廷に初めて現れた証拠資料であって、通常の捜査を遂行しても公訴の提起前に収集することができなかつたと認められる証拠資料をもって

公訴提起の違法性の有無を判断する資料とすることは許されないものというべきである。」と判示している。

このように、検察官の公訴提起の違法性の有無を判断するに当たり、検察官が現に収集した証拠資料のみならず、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料も判断資料に供すること及び判断資料がこれらに限られることは、検察官の公訴提起の国賠法上の違法性の根拠が、公訴提起時における通常の検察官の行為規範に照らした職務上の法的義務違反にあり(職務行為基準説)、かつ、その違法性の有無の判断基準につき、有罪判決を期待し得るだけの合理的根拠が欠如しているにもかかわらず、あえて公訴の提起をした場合に違法と判断されるとの合理的理由欠如説に立つ以上は、当然の帰結というべきものである(河野・前掲最高裁判所判例解説235ページ)。

したがって、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決の前記判示中にいう「通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」とは、検察官が公訴提起時までに収集しなかった場合に、通常の検察官の行為規範に照らして職務上の法的義務違反が認められるような証拠資料、すなわち、公訴の提起時に検察官が現に収集した証拠資料(被疑者の供述を含む。)に照らし、その存在を予想することが可能な証拠資料であって、通常の検察官において、起訴・不起訴を決定するに当たり、それが必要不可欠と考えられ、かつ、その発見・収集等の捜査をすることが可能なものをいうものと解される。よって、公訴提起時までに既に収集された証拠資料のみで有罪の嫌疑が認められると合理的に判断され、更に捜査を尽くすことが起訴・不起訴を決する上で必ずしも重要でないと判断される場合や、あるいは、公訴提起時には当該証拠資料の存在を把握できなかったなどの事情によりその捜査を尽くすことが不可能又は困難である場合等については、検察官がこれを発見・収集すべきとされるわけではなく、これら証拠資料を公訴提起の違法性の有無の判断に用いることは許されないというべきである。

(4) 公訴提起の違法性の主張立証責任

検察官の公訴提起の違法性の有無については、法律効果を権利発生、権利障害、権利阻止ないし権利消滅に大別した上、訴訟物たる法律関係を基準として、それぞれの法律効果が自己に有利に働く当事者が、その法律効果を基礎づける要件事実について主張立証責任を負担するとする民事訴訟法上の原則に従い、国家賠償請求をする者に当該公訴提起が違法であることを主張立証すべき責任があるというべきである(並木茂「国家賠償訴訟の主張・立証責任」現代民事裁判の課題⑩〔国家賠償〕581ページ。星野雅紀「抗弁」裁判実務体系18国家賠償訴訟法108ページ)。このことは、検察官の公訴提起の違法性判断基準について、無罪判決が確定したからといって、直ちに公訴提起時が違法となることはない旨判示した芦別国賠最高裁判決、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決等に照らしても明らかである。

この点、東京高等裁判所平成11年4月26日判決(判例時報1691号57ページ)は、「国家賠償法一条一項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定しているが、この場合における公権力の行使に当たる公務員の職務行為が違法であることについての主張立証責任は、同項に基づき国又は公共団体に賠償責任があると主張する者において負担するものと解するのが相当である。したがって、検察官の公訴提起が違法であると主張して国に対し同項に基づく損害賠償を求める者は、公訴の提起が違法であったことについて主張立証責任を負担することになる。そのことは、無罪判決が確定した場合においても同様である」と判示している。また、大阪高等裁判所平成11年7月28日判決(判例時報1711号83ページ)も、「公権力行使の違法は、国家賠償請求の権利発生の要件事実であるから、公権力の行使が本件公訴提起である場合、その違法性を基礎付ける具体的な事実については被控訴人ら

(引用者注：一審原告)に主張立証責任があるものと解される。」と判示している。そして、同判決は、被控訴人ら(一審原告)が、沖縄ゼネスト国賠最高裁判決について、無罪判決が確定した場合に立証責任の転換を認めたものであるなどと主張したのに対し、「被控訴人ら引用の判決(引用者注：沖縄ゼネスト国賠最高裁判決)説示部分は、結果違法説を排斥し、いわゆる職務行為基準説を採用するとともに、公訴提起の違法性の基本的な判断基準を示したものに過ぎず、立証責任の転換を肯定したものと解されない。」と判示している。さらに、前記(2)の東京高等裁判所平成18年6月14日判決も、「検察官の職務行為である公訴提起及び追行が違法であると主張して、国に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を請求する者が、公訴の提起及び追行が違法であったことについて主張・立証責任を負うと解するのが相当である。」と判示し、「刑事裁判で無罪が確定すれば公訴提起行為の違法性及び過失があると推定」される旨の一審原告らの主張を、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに検察官の公訴の提起、追行が違法になるものではない」との理由で排斥している。

なお、上記のとおり、公訴の提起の違法の主張立証責任がその違法を主張する者(原告)にある以上、その判断の基礎となる資料、すなわち、前記(3)の「通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料」の存在についても、原告側において主張立証すべきである(前掲東京高裁平成11年4月26日判決参照)。

(5) 小括

以上のとおり、検察官の公訴提起に違法があるというためには、その公訴提起時において検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れて

も、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に達していることが必要であり、この点の主張立証責任は原告が負うべきものである。

3 勾留請求の違法性判断においても職務行為基準説によるべきこと

前記1(1)で述べたとおり、国賠法1条1項の「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいうが(職務行為基準説)、検察官の勾留請求という職務行為の違法性判断基準についても、この職務行為基準説が妥当し、勾留請求という公権力の行使に当たる検察官が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反した場合に初めて同項の適用上違法となり、かつ、検察官に当該職務上の法的義務の違反があることについての主張立証責任は原告側にあると解すべきである。

そして、検察官は、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)上、被疑者が「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」場合(刑訴法207条1項、60条1項柱書き)で、被疑者が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」又は被疑者が「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある」(刑訴法207条1項、60条1項2号、3号)などの要件を満たす場合、裁判官に勾留を請求することができることとされている。この検察官がした勾留請求の判断の適否については、当該手続に内在する裁判官の審査という手続を経ることが制度上予定されており、しかも勾留の裁判の結果については、適法な不服申立手続を経れば変更され得る余地も制度上予定されている(刑訴法429条1項、433条1項)。

そうすると、まず、勾留請求の時点において、犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは、勾留請求は、刑訴法上適法であることが明らかである。そして、検察官の勾留請求の特質を考慮すると、そもそも、勾留請求に対する裁判官の審査を経て勾留の決定がされた場合には、検察官の勾留請求は、刑訴法上の要件を具備し、違法がないことが裁判官によっ

ても肯認されたものとみるべきである。

さらに、勾留請求の違法性の有無の判断においては、検察官の判断作用の性質及び時間的制約を考慮すべきである。すなわち、検察官の勾留請求に当たって要求される犯罪の嫌疑の程度は、公訴提起に要求される犯罪の嫌疑の程度より低いもので足りることは当然のことであるとともに、その犯罪の嫌疑の有無についての判断も客観的かつ一義的に定まるものではなく、法の予定する一般的検察官を前提として通常あり得る個人差の範囲に対応する一定の幅があるといわざるを得ない上、さらに検察官の勾留請求については、検察官が司法警察官から送致を受けた場合には、送致後24時間以内にしなければならないとされており、勾留請求の要否の判断に厳しい時間的制約が課されているのである(刑訴法205条1項)。

このような勾留請求の刑事手続内での是正手段の確保、判断作用の性質及び時間的制約を考慮すると、検察官の勾留請求が国賠法上も違法であると評価されるのは、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がされた場合であることを要すると解するのが相当である(東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参照)。

また、検察官の勾留請求の違法性の有無の判断資料については、勾留請求時において、検察官が現に収集した証拠資料のみならず、勾留請求に当たり通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料も含まれると解するのが相当ではあるが(前掲最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決参照)、勾留請求に当たり通常要求される捜査については、上記の時間的制約等の特質を十分に考慮すべきであり、検察官がした勾留請求の違法性の有無に関する判断資料は、上記時間的制約の範囲内で収集し得た証拠資料と解するのが相当である。

そして、検察官の勾留請求は公権力の行使に当たる検察官の職務行為であるから、それが違法であると主張して国賠法1条1項に基づく損害賠償請求を求める場合には、前記2(4)で述べたとおり、国家賠償請求をする者において当該勾留請求が違法であることを主張立証すべき責任がある。

第5 ■■■■ 検事による本件各勾留請求及び本件各起訴が国賠法上違法とは認められないこと

1 ■■■■ 検事の本件各起訴は国賠法上違法とは認められないこと

以下のとおり、■■■■ 検事は、本件各起訴の際、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を現に収集し、それらを総合勘案し、原告大川原ら及び原告会社につき有罪と認められる嫌疑があると合理的に判断したものであって、■■■■ 検事の本件各起訴に国賠法上の違法は認められない。

(1) ■■■■ 検事が本件各起訴に至る判断過程

本件において、■■■■ 検事は、本件要件ハについて、前記第2の4で述べた経済産業省の解釈と同様に解釈した上で、公訴提起時までに収集された証拠資料等(①本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特実験結果、②本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した最低温箇所等における温度計測実験結果、③乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(熱耐性実験)結果、④粉体状態となった菌が堆積した状態でも熱によりいずれ殺菌できるとの有識者の見解、⑤本件各噴霧乾燥器の要件該当性に関する経済産業省の見解等)を総合的に勘案した上で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当し、有罪の嫌疑があると認めて公訴の提起に至ったものである。

ア ①本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特実験結果

(ア) ■■■■ 検事は、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部における最低温箇所の特実験に際し、前記第3の2(2)に記載したアイエスジャパン技術

営業部本部長からの平成30年3月14日付け聴取結果報告書により、噴霧乾燥器内部の「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部(回収容器との接合部分)」及び「バグフィルタの回収容器との接合部分」の温度を測定すれば、噴霧乾燥器内部の最も温度が低くなる場所が特定できることを把握した(丙4・添付資料6)。

また、■■■■検事は、前記第3の2(2)に記載した平成30年4月10日付け捜査報告書により、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)内部における最低温箇所を特定するため、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)の同型器を使用し、上記の箇所以外の箇所も含めた⑦乾燥庫天井(乾燥室内上部)、①サイクロン天井、⑧サイクロン中間、⑨サイクロン回収容器(サイクロンの下部)、④バグフィルタ天井、⑤バグフィルタ中間(手前)、⑥バグフィルタ中間(奥)、②バグフィルタ下部(バグフィルタ回収容器)、③排気口奥15センチメートル(装置末端の排風機後の管、具体的には、装置末端の排風機の後方にある管の中で排気口から15センチメートル奥の場所)、⑩排気口奥5センチメートル(排気口から5センチメートル奥の場所)の合計10箇所に温度検知のためのサーモラベルを貼付して、乾燥室上部より噴霧乾燥器内部に向けて空運転で熱風を送り込む乾熱運転を行った結果、②バグフィルタ下部の温度が一番低いと計測されたため、その実験結果から、RL-5型内部における最低温箇所がバグフィルタ下部であると特定されたことを把握した(丙4・添付資料7及び丙6)。

(イ) ■■■■検事は、前記第3の3(2)に記載した温度測定実験結果に関する令和元年5月15日付け捜査報告書により、第2事件の噴霧乾燥器(L-81型)の同型器を使用した温度測定実験において、サイクロン下部と排気口奥に該当する排風機後にあるダクト内に温度記録計を取り付けて乾熱運転を行った結果、L-81型内部における最低温箇所がダクト

内であると特定されたことを把握した（丙10・添付資料10及び丙14。なお、同実験は、L-81型には、RL-5型と異なり、バグフィルタ及び同フィルタ下部の製品回収容器が存在しないため、前記(7)の実験において、バグフィルタ下部の次に温度が低かった排風機の後方にある排気口奥に該当する排風機後にあるダクト内とその次に低かったサイクロン下部の温度測定実験を実施したものである。）。

また、■■■■ 検事は、前記第3の3(2)に記載したアイエスジャパン技術営業部本部長からの令和元年7月5日付け聴取結果報告書により、噴霧乾燥器を取り扱う業者も、理論上、第2事件の噴霧乾燥器(L-81型)内部で最も温度が低くなる箇所が「装置末端の排風機後にあるダクト」又は「サイクロンの下部」であると述べていることを把握した(丙10・添付資料9)。

イ ②本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した最低温箇所等における温度計測実験

(7) ■■■■ 検事は、前記第3の2(3)に記載した温度計測実験結果に関する平成30年7月23日付け捜査報告書により、第1事件の噴霧乾燥器(RL-5型)の同型器を使用し、同機器内部の最低温箇所と特定されたバグフィルタ下部の温度計測実験、具体的には、バグフィルタとその下部に設置される製品回収容器を仕切るバタフライ弁に温度センサーを貼付し、乾熱運転(内部に熱風を送り込む空運転)を行った結果、バグフィルタ下部の温度は、100度以上の温度が6時間1分継続し、110度以上の温度が5時間4分継続し、115度以上の温度が4時間18分継続し、117度以上の温度が3時間7分継続し、最高温度として118.1度を計測したことを把握した(丙7)。

(4) また、■■■■ 検事は、前記第3の3(2)に記載した温度測定実験結果に関する令和元年5月15日付け捜査報告書により、第2事件の噴霧乾燥

器(L-8i型)の同型器を使用し、同機器内部の最低温箇所と特定されたダクト内の温度計測実験を行った結果、ダクト内の温度は、少なくとも、100度以上の温度が4時間26分継続し、110度以上の温度が3時間30分継続し、最高温度として117.1度を計測したことを把握した(丙14)。

ウ ③乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験(熱耐性実験)

(7) ■■■■ 検事は、前記第3の2(4)アに記載した千葉大学大学院清水准教授の平成30年7月31日付け供述調書(丙11)、同准教授らからの平成29年11月24日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料12及び丙10・添付資料14)及び同年12月4日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料14及び丙10・添付資料16)のほか、乾熱滅菌機を使用した実験結果が記載された平成30年5月21日付け回答書(丙4・添付資料17及び丙10・添付資料20)により、同准教授が、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を製造する工程の中で熱に対する抵抗力が強くなる菌が生じることを想定して、芽胞を形成しない細菌である腸管出血性大腸菌O157(Sakai株。なお、同菌は、輸出貿易管理令2条の2第1項2号に挙げられており、本件要件ハの「殺菌」の対象となる細菌等の微生物に該当する。)を使用し、その培養液を室温で60分間乾燥させて熱に対する抵抗力を強くした上で、乾熱滅菌機に入れて殺菌することができるかについての実験を行い、その結果、90度120分間の乾熱処理で殺菌できたことを把握した(丙11、丙4・添付資料12・14・17、丙10・添付資料14・16・20)。

(i) また、■■■■ 検事は、前記第3の2(4)イ及び第3の3(3)に記載した岐阜大学田中教授の平成30年9月13日付け供述調書(丙13)、同教授からの同年3月8日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料15及び丙10・添付資料17)等により、同教授が、芽胞を形成しない細菌であ

る大腸菌と、芽胞を形成する菌であるウェルシュ菌の各基準株を使用し、それぞれ室温で36時間乾燥させた各細菌を含有するペーパーディスクを作成した上で、110度で2時間、120度で2時間の乾熱を条件とした殺菌試験を行い、いずれの殺菌試験においても、大腸菌及びウェルシュ菌の基準株を殺菌できたこと、上記殺菌試験に用いた大腸菌及びウェルシュ菌はいずれも貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられた細菌には該当しないものの、学術上、芽胞を形成しない細菌の熱耐性に大きな差がないとされていることから、上記実験で大腸菌が殺菌できれば、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌(芽胞を形成しない細菌に該当する。)も殺菌できると判断されることや、上記実験に用いたウェルシュ菌と、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたウェルシュ菌(イプロシロン毒素産生型のもの)とで熱耐性に大きな差がないとされていることから、上記実験でウェルシュ菌が殺菌できれば貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたウェルシュ菌(イプロシロン毒素産生型のもの)も殺菌できると判断されることなどを把握した(丙13、丙4・添付資料15、丙10・添付資料17)。

エ ④噴霧乾燥器内部に粉体の細菌が堆積しても、いずれ熱で殺菌できるとの有識者の見解

(7) ■■■ 検事は、前記第3の2(4)アに記載した千葉大学大学院清水准教授の平成30年7月31日付け供述調書(丙11)から、噴霧乾燥器を使用して病原性細菌を粉体化した場合、その製造過程において、機器装置内部に粒子が重なり合って付着することがあるけれども、たとえ粒子が多少重なった状態であっても乾熱処理をすれば、芽胞を形成しない菌は実験結果のとおり90度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇するため最終的には殺菌できること、仮に噴霧乾燥器内部の細菌が焦げ付いた場合であっても、熱の浸透がやや遅くなるだけであり、細菌の内部まで熱が伝

わり最終的には灰になって殺菌できることを把握した(丙11)。

- (1) また、■■■■検事は、前記第3の2(4)ウに記載した特定非営利活動法人バイオメディカルサイエンス研究会理事長らからの平成29年12月22日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料13)によって、例えば、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌は、噴霧乾燥器が発する高温の熱風によって一瞬で粉末化することができるため、噴霧乾燥器で生きたまま粉体状態にすることができるし、噴霧乾燥器が発する100度以上の熱風であれば殺菌することができること、噴霧乾燥器による粉体化の過程においてスケーリング(噴霧ノズルや乾燥室内部に付着した粉末が塊になること)という現象が起こるとしても、装置内部に100度以上の熱風を行き渡らせることで、塊となっていたペスト菌粉末も最終的には焦げて灰になるため殺菌することができるほか、粉体化した後でも噴霧乾燥器が発する熱風による乾燥殺菌ができることを把握した(丙4・添付資料13)。

オ ⑤経済産業省の見解

■■■■検事は、前記第3の2(5)及び第3の3(4)に記載したとおり、経済産業省が、前記アないしエの各資料等の内容を前提とした本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性に対する警視庁公安部外事第一課長からの照会に対し、「捜査関係事項照会における添付資料の内容を前提とすれば該当すると思われる」と回答したことを把握した(丙3及び丙9)。

- (2) ■■■■検事の本件各起訴に係る判断は合理的であって、■■■■検事が本件各起訴をしたことについて国賠法上の違法は認められないこと

ア 前記(1)のとおり、■■■■検事は、本件要件ハに関し、前記第2の4で述べた経済産業省の解釈と同様に解釈した上で、本件各噴霧乾燥器そのものが輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを用いた実験等を行うことができなかったことから、噴霧乾燥器を取り扱う業者の協力の下、本件各

噴霧乾燥器の同型器を使用した実験をするほかなく、かつ、同業者が日常的に使用している噴霧乾燥器に輸出貿易管理令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を入れて殺菌実験等を行うこととすると、仮に、実験の結果、噴霧乾燥器内に細菌等の微生物が残留していた場合、実験終了後にこれを完全に除去して実験実施前の安全性を完全に回復することが極めて困難であったことから、その代替策として、前記(1)ア及び(1)イのとおり、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いて内部の最低温箇所をバグフィルタ下部(RL-5型)及びダクト内(L-81型)と特定し、これらの箇所の温度計測実験により、バグフィルタ下部は110度以上が5時間4分継続し、ダクト内は110度以上が3時間30分継続したことを把握するとともに、ウェルシュ菌及び腸管出血性大腸菌(O157)の110度・2時間の乾熱を条件とした殺菌実験でいずれも殺菌することができたとの有識者による実験結果(前記(1)ウ)のほか、本件各噴霧乾燥器を使用して粉体化した細菌を製造した後の状態をも想定して検討し(前記(1)エ)、かつ、所管行政庁である経済産業省の回答(前記(1)オ)も踏まえ、本件各噴霧乾燥器は輸出貿易管理令2条の2第1項2号に規定された大腸菌やウェルシュ菌を殺菌することができると考え、本件要件ハに該当すると判断したものである。

イ 前記(1)アの点については、噴霧乾燥器を取り扱う業者であるアイエスジャパン技術営業部本部長から、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられる」との具体的理由とともに、噴霧乾燥器内部の最低温度は「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接続部分」の温度を測定すれば特定できる

旨聴取していたところ（丙4・添付資料6）、同聴取内容に特段不自然・不合理な点は見当たらないこと、同聴取内容を踏まえ、特にRL-5型につき、前記技術営業本部長が述べた箇所のみならず、その周辺部位等も含めて温度計測箇所を抽出した上、同型器を用いた温度測定実験により最低温箇所を特定したものであって、最低温箇所の特定経過に特段不合理な点は見当たらない。

また、前記(1)イの温度計測実験の内容やその結果につき特段不合理な点は見当たらない上、前記(1)ウの乾熱滅菌機による殺菌実験(熱耐性実験)は、細菌等に詳しい大学教授らが行ったものであり、その内容や結果に特段不合理な点は見当たらず、また、前記(1)エの点についても、大学教授のほか、病原体等の安全管理・運営に係るバイオセーフティ技術等に関する活動を行うNPO法人の理事長、常任理事等(国立感染症研究所の研究員を含む。)から聴取したものであって、その聴取内容に特段不合理な点は見当たらない。

そして、前記(1)アないしオを総合考慮すれば、本件各噴霧乾燥器により、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられている大腸菌やウェルシュ菌を「殺菌することができる」と 検事が判断したことは合理的と認められる。

ウ したがって、 検事の本件各起訴は、通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を現に収集し、それらを総合勘案し、原告大川原ら及び原告会社につき有罪と認められる嫌疑があると合理的に判断した結果行われたものであって、国賠法上の違法は認められない。

2 本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に係る原告らの主張には理由がないこと

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性につき、「捜査により収

集した証拠を合理的に検討すれば、捜査機関は、本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」の温度が50℃程度までしか上がらないことを知り、あるいは容易に知り得た。」「実際に粉体化された細菌を用いた実験によらなければ、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性の判断ができないことを認識し、又は容易に認識し得た。」「 検事は、本件公訴提起当時、本件各噴霧乾燥器の「測定口」の温度測定実験、及び実際に粉体化された細菌を用いた耐熱性試験を実施することを怠った結果、(中略)本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有することを立証できないことを見落としたのであるから、本件公訴提起は、犯罪の嫌疑を判断する上で、客観的に合理的な根拠を欠き、又は合理的な判断過程を経ていなかったものであって、違法である。」と主張する(訴状116ページ)。

(2) 最低温箇所の特定に係る原告らの主張には理由がないこと

最低温箇所の特定に係る原告らの主張は、以下で述べるとおり、理由がない。

ア 原告らが訴状においていう「本件各噴霧乾燥器内部の「測定口」、すなわち、乾燥室測定口は極めて小さな部位であり、かつ、原告会社作成の本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等にも「乾燥室測定口」は記載されていなかったこと

(7) 本件各噴霧乾燥器のうち、RL-5型(同型器)は高さ約2.5メートル、幅(足部分のみ)1.5メートル、奥行き(足部分のみ)約0.6メートルの大きさであり(丙7・添付資料1参照)、L-81型(同型器)は高さ約1.7メートル、幅約3.7メートル、奥行き約1.9メートルの大きさである(丙14・添付資料1参照)。

それに対し、RL-5型(同型器)の乾燥室測定口は、内径約1.5センチメートル、長さ約5センチメートルであり、L-81型の乾燥室測定口は、内径約2センチメートル、長さ約5センチメートルであり、

いずれも本件各噴霧乾燥器全体の中で極めて小さな部位であった。

(イ) 原告会社が作成した本件各噴霧乾燥器のカタログや全体配置図等の本件各噴霧乾燥器に関する資料には、「乾燥室測定口」や「測定口」に関する明示的な記載はなかった(丙16、丙17、丙6・添付資料2及び3、丙7・添付資料1、丙14・添付資料1等に「測定口」、「乾燥室測定口」等の記載はない。)

(ロ) 前記(イ)及び(イ)の事情からすれば、■■■■検事は、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することについて、容易に認識することはできなかった。

イ 本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室に付属していたこと

本件各噴霧乾燥器は、乾燥室上部から電気ヒータを加熱源とする乾燥熱風を乾燥室に直接送り込み、乾燥室で原液を微粒子化し、その後、サイクロン、バグフィルタ(バッグフィルタと表記されることもある。)等を経て、微粒子化した製品を回収する機器であるところ(丙16・添付資料1の5枚目及び丙17・添付資料14枚目)、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、いずれも乾燥室に付属していた。

この点、前記1(2)イのとおり、アイエスジャパン技術営業部本部長が、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる」と述べていたこと(丙4・添付資料6)及び本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた最低温箇所の特定のための温度測定実験の結果、同人の同供述どおり、最低温箇所がバグフィルタ下部や装置末端の排風機後のダクトと特定されており、同人の同供述の信用性が裏付けられていたことを踏まえれば、仮に■■■■検事において、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することを認識し得たとしても、乾燥室測定口は

温度が上がりづらい箇所であることを認識することは極めて困難だったといえる。

ウ 本件各起訴前の時点で、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者はおらず、かかる点が判明したのは本件各起訴後の段階であったこと

(ア) 本件各起訴前の時点で、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者はいなかったこと

a 原告会社は、昭和55年に設立され、噴霧乾燥器の設計、製造、販売を主な事業内容としており、国内における噴霧乾燥技術のリーディングカンパニーとして、海外等も含めて、広く噴霧乾燥器を納入していた。

本件各噴霧乾燥器は、いずれも原告会社が製造した製品であることから、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することやその構造等につき最も把握していたのは、当然、原告会社の関係者であったと認められる。

b しかるに、原告会社関係者が本件各起訴までの間に、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりづらいことを把握していたのであれば、原告大川原らを含む原告会社関係者のいずれかから、本件各起訴の前にその旨の指摘があつてしかるべきところ、原告大川原らは、本件各噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法48条1項違反の嫌疑がかけられていることを把握しながら、また、何度も検事の取調べを受けたにもかかわらず、検事に対し、いずれも、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりづらいことを供述することは一切なかったし、原告大川原ら以外の原告会社関係者が、検事に対し、同様の供述をすることもなかった。

なお、原告会社専務取締役の[]は、第1事件(外為法違反)の起訴後である令和2年6月2日、取調べを担当した検事に対し、亡相嶋との間で、噴霧乾燥器内部に温度の上がないところがあるから滅菌できないといったやり取りをした旨供述したが(丙19・4ページ)、[]は、同供述をする以前の同年3月25日、同検事に対し、概要、自分自身では、原告会社で取り扱っている噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するか否か分からなかった、その点に関し、亡相嶋から非該当だと説明されたが詳細な説明を受けたことがなかったので、非該当の理由は分からない旨説明し、供述調書が作成されているのであって(丙18・4及び5ページ)、その供述内容には変遷が見られる上、同年6月2日の取調べにおいて、温度が上がらない箇所が具体的にどの箇所であるのかにつき、何ら具体的に供述しなかった。

また、原告会社のエンジニアリング部の部責代理を務める従業員は、第1事件(外為法違反)の起訴後である令和2年6月3日、取調べを担当した検事に対し、概要、原告会社で製造・販売している噴霧乾燥器の内部には温度が上がりきらない部分があり、具体的には「熱伝導が悪いシリコンゴムを使っているガスケット、のぞき窓の緩衝材、サイクロンと、同じく熱伝導が悪いシリコンスポンジを枠に使っているマンホール部分」であると供述したが、同人が指摘した「ガスケット」、「のぞき窓」、「サイクロン」、「マンホール部分」といった箇所は乾燥室測定口とは別の箇所である上、同人は、かかる供述の根拠につき、シリコン素材の熱伝導が悪いからとの推測に基づく説明をしたにすぎなかった(丙20・2ページ)。

以上のとおり、捜査段階において、検事に対し、乾燥室測定口の温度が上がらぬことを指摘した原告会社の関係者はいなかったと認められる。むしろ、前記従業員は、原告会社では3.0年くらい噴霧乾

燥器の機械内部の温度を計測したり、実験したことはないと供述した上（丙20・3ページ）、原告大川原らが令和2年3月11日に第1事件（外為法違反）で通常逮捕された後、原告会社でエンジニアリング部の部責としての役職にある原告会社の執行役員は、取調べを担当した検事に対し、原告会社の噴霧乾燥器が機器内部に高温の空気を送り込むことができるので、これにより、熱に弱い菌を殺すことができ、「殺菌」に該当するのではないかと心配していた旨供述し（丙22・5ページ）、また、原告会社において長年技術部や開発部で勤務し、技術本部長等を歴任していた従業員も、取調べを担当した検事に対し、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があると思った旨供述しており（丙21・10ページ）、原告会社従業員は、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があるとの認識を有していたと認められる。

- c 加えて、■■■■検事は、警視庁公安部から、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりづらい旨の供述をしている者がいるといった報告を受けたこともなかった。

なお、この点に関し、原告らは、①平成30年12月14日の■■■■
■■■■の取調べ、同月25日の■■■■、■■■■及び原告相嶋■■■■の取調べにおいて、同人らが警察官に対し、「本件各噴霧乾燥器内部には袋小路となっているなど空気の流れにくい箇所が複数あり、これらの箇所は熱風が行き渡らない等の理由により温度が上がりにくい旨を述べ、また、具体的に「測定口」の温度が上がりにくいことまでも（中略）供述していた」と主張し、②平成31年1月12日、原告大川原が、取調べにおいて、「粉体洗浄後に液体洗浄せずに熱風をかけるだけでは隅々まで殺菌することはできない」と供述していたと主張し、③同年1月24日頃、亡相嶋が、取調べにおいて、「本件各噴霧乾燥

器内部の「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管」など、複数の温度の上がりにくい箇所があることを具体的に供述していた」と主張する(訴状97ページ)。

しかし、上記のとおり、■■■■検事は、警視庁公安部から、原告会社の関係者らが上記①ないし③の供述をしているとの報告を受けたことはなかった(なお、そもそも上記②の供述は、「隅々まで殺菌することはできない」などという抽象的な内容のものにとどまっている。)

(i) 検察官において、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいこと等を把握したのは、本件各起訴後であったこと

本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらく、同測定口が最低温箇所である可能性があることを検察官が初めて把握したのは、本件被告事件において、弁護人が令和2年10月19日付け温度測定結果報告書(甲15及び甲16)を証拠調べ請求した同日であり、本件各起訴後、約4か月ないし約6か月が経過した時点であった。

エ 小括

以上によれば、本件各起訴前において、■■■■検事が、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを把握しておらず、同部位の温度測定実験等を行わなかったことが不合理とはいえない。

したがって、最低温箇所の特定に係る原告の主張は理由がない。

(3) 粉体化された細菌を用いた殺菌実験の実施に係る原告らの主張には理由がないこと

■■■■検事は、噴霧乾燥器を用い、生きたまま粉体化した細菌を製造した後の状態を考慮して、大学教授等の有識者から意見を聴取した上で、常温で乾燥させた細菌が熱に対する抵抗力が強くなることから、乾燥させた細菌を使用した殺菌実験を行えば、噴霧乾燥器による粉体化の過程において熱に対する抵抗力が強くなることも想定される細菌の殺菌実験と同様の結果が得られ

るとの理由から、前記1(2)のとおり、粉体化した細菌の耐熱性試験を実際に行う必要がないとの判断をしたものであるところ、その判断に特段不合理な点はなく、粉体化された細菌を用いた耐熱性試験を実施しなかったとしても、不合理とはいえない。

(4) 小括

以上のことから、原告らの前記(1)の主張はいずれも理由がない。

3 ■■■ 検事による本件各勾留請求は国賠法上違法とは認められないこと

(1) 原告大川原らは、捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を総合的に勘案すれば、遅くとも原告大川原らが第1事件(外為法違反)で通常逮捕された令和2年3月11日の時点において、それまでに警視庁公安部が行った実験結果では本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を立証できないことを知り、又は容易に認識し得たのであるから、その時点において、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないこと、ひいては、原告大川原らに外為法違反の嫌疑がないことを知り、又は知り得たにもかかわらず、■■■ 検事が本件各勾留請求をしたことは国賠法上違法である旨主張する(訴状82及び83ページ)。

(2) しかし、前記第3の2及び3で述べたとおり、第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)の各勾留請求時点で送致されていた記録によれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することを示す証拠を収集することができており、原告大川原らも、第1事件(外為法違反)の逮捕後、警察官による弁解録取において、事実を認める供述をしたり、本件要件ハ該当性を明確に否認せず、曖昧な供述をしていたこと等に照らせば、原告大川原らが、共謀の上、原告会社の業務に関し、第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)の犯行に及んだと疑うに足りる相当な理由があったと認められる。

また、本件被疑事件により原告大川原らや原告会社が処罰されることとなれば、原告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性があるところ、原告大

川原らが、第1事件(外為法違反)の検察官の弁解録取において、供述を後退させて本件要件ハの該当性の認識を否認したり、本件被疑事件への関与を否認するような弁解に転じるなどしたこと、第2事件(外為法違反)の検察官の弁解録取において、原告大川原らがいずれも黙秘したこと等に照らせば、本件被疑事件による処罰を免れるため、原告大川原ら相互あるいは原告会社従業員等との間で、犯意や共謀等に関し、組織ぐるみで口裏合わせを行うなどの罪証隠滅のおそれも認められた。

そして、原告会社が、噴霧乾燥器業界の大手企業であり、本件による処罰に加え、社会的反響の大きさが原告会社の経営だけでなく、原告大川原ら本人やその家族の生活等に重大な影響を及ぼすものであることなどから、原告大川原らが処罰を恐れて逃亡するおそれも認められた。

- (3) したがって、第1事件(外為法違反)及び第2事件(外為法違反)における[]検事による本件各勾留請求が国賠法上違法との評価を受けるものではないことは明らかである。

第6 その他の原告らの主張に対する反論

1 原告らの主張の要旨

原告らは、「[]検事は、(中略)捜査により現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠を合理的に検討すれば、公安部解釈が誤りであり、(中略)原告らに外為法違反の嫌疑がないことを知り、又は容易に知り得た。」などとして、[]検事による本件各起訴や本件各勾留請求は、本件要件ハに関する警視庁の解釈の誤りを看過してされたものであり、国賠法上違法である旨主張するようである(訴状114及び115ページ)。

2 原告らの前記主張は理由がないこと

- (1) しかし、[]検事は、第1事件(外為違法違反)及び第2事件(外為法違反)の各勾留請求時点及び本件各起訴時点において、本件要件ハにつき、前記第

2の4で述べた所管行政庁である経済産業省の解釈と同様に解釈した上で本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断しており、かつ、経済産業省の解釈の内容に特段不合理な点はなかったのであるから、 検事の行為に何ら国賠法上の違法性は認められない。

したがって、原告らの前記1の主張は理由がない。

- (2) なお、原告らは、本件要件ハの趣旨が作業者の被曝防止にあるとした上で、噴霧乾燥器によって製造した細菌等について、「曝露が生じてしまうものは、本件要件ハの「定置した状態で内部を（中略）殺菌することができる」とはいえない」（訴状73ページ）として、本件要件ハ該当性の判断に当たり、曝露防止構造を有していることが必要である旨主張するようである。

しかし、被告国準備書面(1)(12ページ)で述べたとおり、噴霧乾燥器を用いて、その内部に残留する生きてまま粉体化した細菌等の微生物を「滅菌又は殺菌」しようとする際に、噴霧乾燥器内部に残留する粉体化した細菌等の微生物が外部に飛散しない構造(曝露防止構造)を有するか否かは、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

すなわち、そもそもAG合意において、噴霧乾燥器については、曝露防止構造が備わっていることが規制要件とはされていない。これは、AGリストにおいて、規制の対象となる品目、すなわち、大量破壊兵器や生物兵器等への軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物として規制の対象となる品目とするためには、一定の要件を課すことにより、規制の対象とならない他の貨物と区別する必要があるところ、噴霧乾燥器に関していえば、噴霧乾燥器内部で製造された粉体化した細菌等の微生物を滅菌又は殺菌することができるので、要件を課すことで、規制の対象とはならない他の貨物との区別ができ、かつ、作業員の安全にも考慮されているとして、噴霧乾燥器の規制要件が定められたからであると解される。

そして、我が国では、このようなAG合意における噴霧乾燥器の規制要件

の内容(曝露防止構造が噴霧乾燥器に備わっていることは、AGリストの規制要件に含まれていない。)やその趣旨を踏まえて本件要件ハを定めたのであって、曝露防止構造の有無は、本件要件ハの該当性判断に影響しない。

したがって、原告らの前記1の主張は理由がない。

(3) 念のため付言するに、前記第2の4で述べた経済産業省の解釈については、以下のとおり、防衛医科大学校四ノ宮教授等の有識者も同様の見解を述べていた。

すなわち、四ノ宮教授は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」の解釈について、貨物等省令2条の2第2項の生物兵器に関する「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と共通の解釈と解されており、この解釈によれば本件通達のとおりとなる旨、「殺菌」とは「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」を表す旨、貨物等省令2条の2第1項2号に記載されている細菌はいずれも病原性・毒性が非常に強く、これらの病原性細菌を10マイクロメートル以下に粉体化した場合、いずれも生物兵器となるが、これら病原性細菌のうち、芽胞を形成しないペスト菌や野兔病菌であっても、粉体化して生物兵器にすることができる旨説明していた(丙5・6ないし9ページ)。

また、東京慈恵会医科大学浦島充佳教授は、貨物等省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は毒性が強く、粉体化した場合、いずれも生物兵器に該当する旨、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」のうち、「殺菌」は、噴霧乾燥器で製造した特定の細菌を全て死滅させることをいう旨それぞれ説明し、四ノ宮教授同様、本件要件ハの解釈について、経済産業省の解釈と同様の見解を述べていた(丙23)。

(4) 以上のとおりであるから、本件要件ハに関し、前記第2の4で述べた経済産業省の解釈と同様に解釈した上で、本件要件ハ該当性を判断して行われた本件各起訴や本件各勾留請求は、国賠法上違法とは認められない。

第7 結語

以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がないことが明らかであるから、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

第8 請求の原因に対する認否の補充等

被告国が、被告国準備書面(1)において、警視庁による第1事件及び第2事件の捜査経緯に関する記載部分につき、重複以外の理由で「認否の要を認めない」としたのは、本件各勾留請求時及び本件各起訴時において送致されず、警視庁公安部から報告がなかった証拠資料については、■■■■検事においてその存在を把握していなかったため、■■■■検事による本件各勾留請求や、本件各起訴の判断材料とはなっておらず、これらの行為の国賠法上の違法性の有無を判断する材料とすることはできないとの考えによるものである。

原告らにおいて、警視庁公安部の個別の捜査経緯に関し、■■■■検事がこれを本件各勾留請求前ないし本件各起訴前に把握していたと主張する趣旨であれば、個別具体的に主張されたい。

以上